

(趣旨)

第 1 条 この規則は、組合が行う建設工事について、その執行方法及び伊勢広域環境組合契約規則（平成 13 年規則 14 号。以下「契約規則」という。）の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規定において「建設工事」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）

第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計及び製造をいう。

(建設工事の執行方法)

第 3 条 建設工事の執行は、請負工事又は直営による。ただし、特に必要があると認められるときは、委託によることができる。

2 次の各号のいずれか該当するときは、直営で建設工事を執行するものとする。ただし、この場合においても、その一部を請負に付することができる。

(1) 工事の目的又は性質により請負に付することが適当でないと認めるとき。

(2) 緊急の必要により請負に付する暇がないとき。

(3) 請負契約を締結することができないとき。

(4) その他請負に付することが適当でないと認めること。

3 直営工事の執行方法について必要な事項は、別に定める。

(契約書及び請負の添付書類)

第 4 条 管理者は契約書を作成する場合においては、契約書に仕様書（現場説明書等を含む。以下同じ。）及び図面を添付しなければならない。

2 管理者は契約規則第 22 条第 2 項の規定により請書を作成させる場合においては、必要に応じ仕様書及び図面を添付しなければならない。

3 前 2 項の仕様書は労務者の数及び費用の内訳を記載することを要しない。

(契約保証金の納付の特例)

第 5 条 管理者は工事の請負契約（変更請負による契約を含む。）を締結する場合において、特に必要があると認めるときは、契約規則第 27 条に規定する契約保証金の納付に代えて契約規則第 27 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する工事履行保証契約（保証金額が請負代金額の 10 分の 3 以上の額のものであり、かつ、かし担保特約を付したものに限る。）を請負者に締結させることができる。）

2 管理者は契約の相手方が前項の規定により工事履行保証契約を締結したときは、当該契約に係る証券を提出しなければならない。

(補則)

第 6 条 建設工事の請負又は委託に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。